



|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 武官学校配属構想                                                                          |
| Author(s)        | 安藤, 豊                                                                             |
| Citation         | 北海道大學教育學部紀要, 36, 95-116                                                           |
| Issue Date       | 1980-03                                                                           |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/29220">https://hdl.handle.net/2115/29220</a> |
| Type             | departmental bulletin paper                                                       |
| File Information | 36_P95-116.pdf                                                                    |



# 武官学校配属構想

安 藤 豊

## On the Plans for Military officers Attached to Schools

Yutaka ANDOU

### I. 「山梨軍縮」と武官学校配属構想の提起

1922 (大正 11) 年 3 月 25 日、第 45 帝国議会衆議院総会は、陸軍歩兵在營年限を現行の帰休二年制 (形式的には三年在營制) から一年四ヶ月に短縮すること、陸軍経費を四千万円節減することを骨子とする「陸軍ノ整理縮少ニ関スル建議」を可決した<sup>1)</sup>。この「建議」は、いわゆる「大正デモクラシー」運動の中から提起されて来た「軍部大臣武官専任制」撤廃要求を頂点とする軍部改革論を底流とし、第一次大戦中の好況に基づく歴代内閣の国債依存政策による財政経済積極政策がもたらした財政膨張と戦後におけるヨーロッパ市場の回復による日本経済への打撃を主要因とする 1920 (大正 9) 年以來の恐慌<sup>2)</sup> 克服のための行財政整理の一環としての軍事費削減の必要性<sup>3)</sup> という状況下で、1921 年 7 月のワシントン軍縮会議<sup>4)</sup> への原内閣の参加と同調がいわば起爆剤となって急速に政治問題化し、普通選挙制度を要求する国民的運動の高揚を背景とする尾崎行雄、吉野作造、島田三郎、石橋湛山、鈴木文治等の「軍備縮少同志会」<sup>5)</sup> の活動を契機として各党一致しての軍縮要求運動の成果として成立したものであった。

第 45 議会には、立憲国民党から「軍備縮少に関する決議案」<sup>6)</sup> が、与党立憲政友会から「陸軍の整理縮少に関する建議案」<sup>7)</sup> がそれぞれ提出された。両案は、「陸軍ノ整理縮少ニ関スル建議案外一件委員会」<sup>8)</sup> において審議され、各党の妥協の上で一本にまとめられ、前述したように本会議で可決された。以下では、各党の軍縮要求の内容と可決に至る経過を簡単に述べて置こう。

先ず、「産業立国論」を唱えてこの議会の軍備縮小論のイデオロゴ的役割を果たした犬養毅の率いる国民党は、前年 1921 (大正 10) 年 1 月の党大会で軍縮要求を決定し、前述のように「陸軍を減縮して政費の按排をはかるは、わが国目下の急務である。政府はすみやかに案を作成し議会に提出しなければならない。」とする「決議案」を提出したが、具体的要求は、この「決議案」の提出理由の説明に立った犬養演説の中で明らかにされた。それによれば、国民党は、歩兵の一年在營制 (従って、師団数を半分に減らす)、陸軍幼年学校、軍医学校、陸軍経理学校、陸軍獣医学校の廃止、中国大陸駐屯部隊の整理、兵士給与の改善、将校の予備役採用 (従って、俸給減額)、兵士の雑役の廃止、青年団や学校における軍事教育の充実などを要求するとした。

ここで、犬養の「産業立国論」とは、第一次大戦による戦争方式の変化を前提にし、当面する経済不況を克服するためには、軍事費を節約するとともに節約された軍事費を生産力増強のためにふりあて、かくて軍備の競争から市場競争のための競争への転回に態勢をととのえることこそ、戦争後の日本帝国主義が生きぬく道であり、財界の沈滞を好況にみちびく積極的な手段であるとするものであ

った<sup>10)</sup>。すなわち、犬養によれば、「今日の戦争は、軍人だけの戦争ではなくて国民全体の戦争であり、武力だけの戦争ではなくて武力と経済とを合した国力全部の対抗である。……日本の陸海軍がどんなに力んでも、現在のような産業状態では、とうてい戦争はできない。……諸強国では、いったん緩急のある場合には工業動員をもって満足に供給することができるが、わが国では、工業動員をおこなっても、それは名のみで、実際に戦争にまにあうだけのものをつくることはとうていできない。……かような有様であるから、ひとり軍人の能力だけが完全でも、産業がかような状態では、とうてい戦はできるものではない。それよりは、平素の全力を産業の発達に用い、万一の場合には国力全部をもって対抗しうべき実力を養成しておくことが急務である。在営年限短縮も、常設師団減縮も、要するに生産的労力を増加する意味である。これが軍事上よりみた産業立国である。」<sup>11)</sup>とし、この軍事費節減で浮いた資金をもって「……国民教育ならびに諸種の文化設備と減税の資源にあて、かくて産業振興をはからなければ、みすみす我が国の産業は衰廃の淵に沈むのである。」<sup>12)</sup>と主張した。

原敬が暗殺(1921年11月4日)された後、床次竹二郎、中橋徳五郎等党内保守派との派閥争いを抱えつつ高橋是清、横田千之助等に主導され野党寄りの政策<sup>13)</sup>を取りつつあった<sup>14)</sup>与党政友会も、この議会冒頭の高橋首相の施政演説<sup>15)</sup>に見られるように軍縮には賛成であったが、先に軍縮要求の「決議案」を提出した国民党に名を成さしめることを防ぐため国民党「決議案」を撤回させ自党提出の案に国民党が共同歩調を取る様画策していた。が、国民党が同調する様子がないので<sup>16)</sup>、単独で「建議案」の提出に及んだ。この「建議案」は「政府は陸軍に関し適当の整理縮少を図り時代の趨勢に順応せられむことを望む。」<sup>17)</sup>と言うものであった。提案理由演説に立った大岡育造は、次のように説明している。

「……熟々大戦の経過及結果を考へて見ますのに最後の勝利は国民の経済力の貧富と、精神の強弱とに帰著した……而して大戦の状況に由りますれば、精鋭の常備軍が攻守の正面に当ることは大戦当初の僅かの間のことにして、持久する所の大戦の全局面を支持したるものは……国民軍であった……故に其の戦場は所謂軍人の戦場に非ずして、国民の戦場となった」のであり、しかも飛行機、タンク、毒ガスなどの精強な新兵器の出現を見ると、平時多額の費用を掛けて多数の常備軍を維持することには問題があるので、「唯今須く之を整理して国民軍の幹部を造る程度に於て……其兵数も減じ、其費用も減ずる……そうして其の資力を一般の文化に用ゐ、兼て又軍事教育の補足にも致しましたならば、今日の状態を改善することが出来得るものと私共は信ずる」<sup>18)</sup>と。大岡は、国民軍の幹部を造る程度に兵数、費用を削減することを要求したが国民党案のように具体的要求を主張しなかった。ただ同党の津野田是重は、第二回軍縮委員会で回答を求めるべく各師団から歩兵一個連隊を削減する(現行の1師団—4連隊—16大隊—64中隊という四単位制を、1師団—3連隊—9大隊—27中隊の三単位制とする)案を陸軍に要求していた<sup>19)</sup>。

普選実現に最も力を注いでいた憲政会(総裁、加藤高明)も、すでに、1月の党大会で、「行政及財政を整理し特に世界の大勢と四囲の状況とに鑑み陸軍々備に対して整理縮少を行ふべし」<sup>20)</sup>という一項を「政策」に加えていた。しかし、同党は、この軍縮問題で立ち遅れたため、不取敢国民党案への賛成を表する事で当面を糊塗した。同党唯一の軍事通と言われた<sup>21)</sup>下岡忠治は、本会議で、国民党案への賛成演説に立ちながら、一年兵役制に支持を与えず、三単位制への軍編成の改正や兵器の近代化(軽機関銃の使用など)を主張<sup>22)</sup>、また軍縮委員会においても、もっぱら政友、国民両党の提案理由の説明を求めこれを批判する事によって御茶を濁した<sup>22)</sup>。が、2月16日に至って、貴族院本会議の予算案質疑の中で、同党総務委員若槻礼次郎は、陸軍軍備を日露戦争前の規模にもどす、つまり八個師団を目安にして縮小するべきとし、当面「……在営の兵数を減ずると共に一方に於て在営の年限を短縮して之に依って働き盛りの壮丁を成る可

く生産界から離すことを少なくし……是と共に経常臨時を合せて四千万円乃至五千万円丈の節減」の計画を陸軍が立てるべきであるとする同党の軍縮要求の輪郭を表明した。これにもとづき、3月17日、憲政会の陸軍縮小案がまとめられた。内容は、在営年限を一年六ヶ月に短縮すること、右兵短と、三単位制の採用及び一個中隊中定員削減により常備兵員を三分の一(約十萬)減員すること、将校、官衙学校の整理を断行すること<sup>24)</sup>、であった。

こうして、各党の軍縮要求が明らかとなって行ったわけであるが、当初、これらの要求を実現することは「頗る攻究を要する」問題であり「……中々困難」<sup>25)</sup>である、在営年限に関しては、むしろこれを延長したい<sup>26)</sup>とまで言明していた陸軍も、各党の強硬姿勢を前にして、与党政友会を通して妥協を計ることとし<sup>27)</sup>、3月13日の第三回軍縮委員会において秘密会を要求し、そこで、減員五万六千人、経費節減千五百万円の案<sup>28)</sup>を示し、各党に陸軍に軍縮の意志があることを伝えた。この陸軍の態度に各党も軟化を示し<sup>29)</sup>、この問題での議会紛糾を恐れる与党政友会を中心に妥協が計られ、3月20日政友・国民協調案<sup>30)</sup>が作成され、翌々21日憲政会幹部会もこの案に賛成を決め<sup>31)</sup>、ここに三党共同案が作成される運びとなり、3月23日の第四回軍縮委員会で、政友会岡崎邦輔の提案にかかる小委員会で最後の調整が行なわれ、具体的な軍備整理縮小は陸軍にまかせ、結果として兵役年限が一年四ヶ月、経費削減額が四千万円になれば良いとする「陸軍ノ整理縮小ニ関スル建議」が作成され可決された<sup>32)</sup>。

ところで、この第四回軍縮委員会には、国民党から提出された「軍部大臣任用の官制改革に関する建議案」<sup>33)</sup>が付議されていた。武官専任制や帷幄上奏権などによって内閣から独立した機関として機能していた陸海軍大臣の任用に、文官制の道を開き、軍部を議会と政党の方針に従属させようとする要求は、議院内閣制確立をめざす各党が、いわゆる「大正政変」以来追求して来たところであるが、その実現は陸軍の縮小に着手する、いわば前提としても必要であった。この「建議案」は、軍縮委員会で一定の修正を受け、3月25日本会議で可決された。しかし、その後、官制改正の必要を認めないとする<sup>34)</sup>政府と各党間意見との対立、陸軍の強い反対<sup>35)</sup>などでいわば棚上げ状態とされるに至る。

このような経過で、陸軍軍縮を要求する帝国議会決議は成立し、陸軍部内で立案される<sup>36)</sup>具体案の成行が注目されるに至ったわけであるが、すでに見て来たように、これらの軍縮要求は、犬養の「産業立国論」に代表されるように、総力戦としての第一次世界大戦による戦争方式の変化を前提とする新たな「国防」体制確立の要求でもあった。大岡が「軍事教育の補足」<sup>37)</sup>を唱え、一年兵役論者犬養が「……私共ガ在営年限ヲ短縮スルト云フノハ、詰リ軍隊ヲ国民化スル……徴兵ニ取ラレス者デモ万一ノ事ガアッタ時ニハ国ヲ防グカラ持ッテ居ル、斯ウ云フ人間ヲ養ヒタイ……」<sup>38)</sup>と言い、そのために「青年並に学校の生徒」に「軍隊の武器を取扱う」趣味を持たせ、また「精神教育並に体操其他」に一層努めなければならないとする一項を軍制改革案<sup>39)</sup>に加えたのも総力戦体制確立のための一方策としてであった。そして、その限りでは、後に触れるように、同じく総力戦体制確立をめざしつつ大戦における戦闘状況や各国の軍事上、経済上、政治上の経験を調査研究中であった陸軍にとっても論理的には異論はなかったであろう。

ところで、この軍隊以外における軍事教育の強化という課題は、同時に、国民教育の不備<sup>40)</sup>を理由として兵役期間短縮を認めなかった陸軍を説得する論理でもあった。政党勢力の力におされ、一方的に軍縮に同意せざるを得ず、しかも、総力戦体制確立のための軍制改革を独自に準備しつつあった陸軍にあっては、こうして政党側が提示した条件をみすみす見逃す手は

なかった。事実、陸軍は、軍縮案の立案にあたって、貴族院における陸相答弁<sup>41)</sup>にみられるように、この兵役年限短縮には、最後まで、いわゆる軍事予備教育の完備を条件としつづけた。

こうして、兵短を補完しうるだけの実質的内容をもつ軍事予備教育を総力戦体制の一環として確立させるという課題が成起するに至ったのである<sup>42)</sup>。そして、この課題を解決すべき第一の相手は、言うまでもなく文部省であった。後に、決定案ではなく議会へのいわば観測気球であることが暴露された<sup>43)</sup>7月7日陸軍省新聞班発表の「陸縮閣議決定案」の前文は次のように述べている<sup>44)</sup>。

「……在営年限一年四ヶ月に短縮は予め青年の教育及予備軍事教育（主として規律心の養成）の実施が必要である。事は主として文部省の担任に属する事となるであろうが、陸軍に於てもその方法に対して研究中である。この準備が出来ぬ中に急遽在営年限を一年四ヶ月に短縮することは、益々複雑となる新兵器の採用上、軍隊教育の完成国防教育の完成国防能力を著しく減少せしむる事となり、陸軍当局として責任上賛成が出来ぬ……」

ここで陸軍は、いわゆる軍事予備教育の方法について研究中であると表明している。その結果は次節以下で述べるところであるが、その方法の一端が、消極的な形ではあるが、第二回軍縮委員会で表明されている。それは、三単位制を主張した津野田案及び国民党案が実施された場合の経費増減調査として陸軍省から提出された「参考書」<sup>45)</sup>中、国民党案に対する回答の中で示された。それによれば、「歩兵一年在営実施の為め増減する経費」は、「戦時得員を増減せしめず、入退営を毎年十二月、六月の二回とし、徴兵人員を概ね現在と同数とし、教育の関係上幹部を減員せず、秋季演説の為め……一年度分の帰体兵を六週間召集し、諸勤務当番卒雑役等には雇人を当てるものとして算出すれば」、減少経費 1,597 万円、増加経費 3,864 万円であるとし、さらに、「予備教育」の項においては次のように計算している。

**予備教育** 在営年限を一年とする為めには、軍隊以外に於て予備教育を行ふ必要があり、其の為めに、如何なる施設を行ふべきや十分研究の上でなければ決定し難ひが、今一例として、小学校以上の各学校に将校下士を配属するものとして其経費を計算するに、俸給のみにて莫大の金額に上ること次の通りである。

|                   |               |
|-------------------|---------------|
| 各小学校に下士一名         |               |
| 中学校程度の学校に将校一名下士一名 |               |
| 高等学校程度の学校に将校二名    |               |
| 大学に将校二名           |               |
| 学校総数              | 二六、八三九校       |
| 将 校               | 一、三五二人        |
| 下 士               | 二六、七〇一人       |
| 俸給合計              | 二千八百六万八千八百六十円 |

このようにして示された陸軍の回答の予備教育の部分を、尾野次官は、「……在営年限ヲ一年トスル為メニ軍隊以外ニ於テ国民ノ修養教育ヲ必要トスルト云フ考カラ、仮定トシテ各小学校ニ下士ノ一人モヤリ、又中学校等ニハ将校一人、下士一人、最少限ニ見積リマシテ……幾分か軍隊教練ノ予習或ハ予備教育ヲシタラ宜カラウト云フトコロカラ見積ツタノデアリマス」<sup>46)</sup>と説明したが、このことは、いわゆる軍事予備教育の方法として、当初から、現役将校を学校に配属するという構想を陸軍が抱いて居たことを示している。

その後、前述の7月7日軍縮案に対する各政党、なかんずく政友会の批判が強まる中<sup>47)</sup>で、

陸軍は、8月10日、貴族院代表との会見の席で「陸軍々備整理要綱」<sup>(48)</sup>を明らかにした。それによる軍縮の規模は次の如くであった。

一、軍備整理の実施期日と整理要目の概要

(イ) 来る八月十五日を期し実施するもの

戦時国防の要求を充足し得るを限度とし

△将 校 級 一千八百名 (人事行政上の都合に依り大正十一、十二年度にまたがり整理す)

△准士官以下 五万六千人

△馬 匹 約一万三千頭

即ち実質に於て約5個師団に相当する平時兵力を整理減少す。

(ロ) 明年度以降に於て実施するもの

直接国防に関係少き部隊並に教育其他諸般の施設に渉り大正十二年度以降逐次に整理を行ふ。其の重要なもの左の如し、

△独立守備隊の廃止 (大正十二年四月より大正十四年四月に亘る)

△朝鮮高定員の廃止 (大正十一年八月より大正十四年十月に亘る)

△憲兵隊の整理 (大正十二年四月より大正十四年十二月に亘る)

△軍楽隊の整理 (大正十二年四月)

仙台陸軍幼年学校の廃止 (大正十三年四月)

△陸軍士官学校の整理 (大正十二年四月より大正十三年四月に亘る)

(中 略)

以上の整理に依り減少する人員は、将校約四百名、下士以下約五千名とす。

二、軍備整理に依る経費の節約

軍備整理 (行政整理及要塞整理を含む) 実施の爲め大正十二年度より大正廿二年度 (平年間) に於て節約し得る金額左の如し、

経 常 部 三億一千三百余万円

臨 時 部 四千百余万円

計 三億五千四百余万円

大正十二年度に於ける節減額は二千三百余万円内

經常部約 二千万円

臨時部 三百余万円

にして大正十三年度以降整理の進捗に伴ひ逐年増加し平年即ち大正廿二年に於ては經常費の節減額は三千六百万円に達す。

三、(略)

四、(略)

五、(略)

六、兵卒在營年限の短縮

衆議院建議案の如く在營日数の激減は、帝国現下の状況に於いては、今俄に之を実施し能はざるも、入營期日延期の爲め、在營日数四十日、演習召集及簡閲点呼の減少に依り、召集日数四十七日、即ち歩兵にありては全服役期間を通じ八十七日、約三ヶ月の在營又は召集日数を減少し、又輜重輸卒にありては、在營教育三ヶ月を二ヶ月に短縮し、即ち其三分の一を減少し以て生産力の増加、個人負担の軽減に努力せんとす。

こうして、この軍縮を契機として、在營年限短縮の補完としての軍事予備教育の実施方式、表-1に示したような尉官級以下の下級将校を中心とするいわゆる鹹首将校の再就職のための教員講習会などが、陸軍、文部両省をはじめとする各省間で協議されることとなるのである。

表-1 現 役 陸 軍

| 年              | 勅 任 官 |    |     |         |     | 奏 任 |     |       |            |      |
|----------------|-------|----|-----|---------|-----|-----|-----|-------|------------|------|
|                | 大將    | 中將 | 少將  | 小 計     | 増加数 | 大佐  | 中佐  | 少 佐   | 小 計        | 増加数  |
| 1921 (大正10年)   | 19    | 52 | 152 | 223 (9) | —   | 438 | 770 | 1,708 | 2,916 (22) | —    |
| 1922 (11)      | 17    | 48 | 148 | 213 (4) | -10 | 443 | 772 | 1,730 | 2,945 (17) | + 29 |
| 1923 (12)      | 15    | 49 | 152 | 216 (2) | + 3 | 447 | 717 | 1,723 | 2,887 (12) | - 58 |
| 1924 (13)      | 16    | 49 | 171 | 236 (2) | +20 | 465 | 736 | 1,832 | 3,033 ( 8) | +146 |
| 1925 (14)      | 13    | 49 | 153 | 215 (5) | -21 | 472 | 816 | 1,868 | 3,156 (13) | +123 |
| 1926 (15,昭和1年) | 12    | 43 | 154 | 209     | - 6 | 482 | 842 | 1,905 | 3,229      | + 73 |
| 1927 (昭和2年)    | —     | —  | —   | 207     | - 2 | —   | —   | —     | 3,491      | +262 |
| 1928 (3)       | —     | —  | —   | 213     | + 6 | —   | —   | —     | 3,630      | +138 |
| 1929 (4)       | —     | —  | —   | 213     | ± 0 | —   | —   | —     | 3,623      | - 7  |
| 1930 (5)       | —     | —  | —   | 220     | + 7 | —   | —   | —     | 3,747      | +124 |

備考 1. 本表は、内閣統計局編纂「日本帝国統計年鑑」(第四十一回～第五十回)『武官人員及年俸』『現役陸海軍人及年俸』(第47回以降)より作成した。

2. 表中、( )内は、文官を専務とし若くは陸軍部外に勤務し武官俸給を受けていない者の人数を示す。この人数は、第46回以降公表されていないので、増加数比較の厳正化のため表中武官数に加算していない。

#### 〈註 I〉

- 1) 「大日本帝国議会誌」第13巻, p. 1273, 同刊行会編, 昭和4年。以下単に「議会誌」と略す。尚, 第45議会の会期は、大正10年12月26日～大正11年3月26日。
- 2) 大内兵衛『昭和財政史』総説「大内兵衛著作集」第2巻, p. 27, p. 48, 岩波書店, 1975年。
- 3) 高橋是清内閣総理大臣兼大蔵大臣は、第四十五議会施政方針演説に対する質議の中で次のように述べている。  
「……政府は私は声を大にして行政整理などと云ふことを言ひたくない、併しながら是はどうしてもせねばならぬ、組織を変更し、所謂今の無駄な時のないやうに無駄な費用のないやうに、無駄な労力のないやうに、此三つの無駄を省くと云う方針を以てそれぞれ政府の法制部分に於ても、改革をし、改正をしなければならぬと云ふことは考へて居るのであります、陸軍の費用を減らして国民の負担を軽減すると云ふ意志はないか、是もあるのである、……」(「議会誌」第13巻, p. 12)。
- 4) ワシントン会議は、海軍軍備縮小を目的としてアメリカ大統領ハーディングによって提唱され、諸列強の協調によって実現したものであった。一方、陸軍の縮小も、仏の一年兵役を前提とする一年半服役制の実施、米の陸軍常備10万への縮小など各国で行なわれた(「読売新聞」大正11年2月10日, 26日各付)。こうした国際的動向が、軍縮要求運動をはげましたことは言うまでもない。
- 5) 「東京朝日新聞」大正10年9月18日, 28日各付。
- 6) 「議会誌」第13巻, p. 656。
- 7) 同上, p. 655。  
両案とも1922年(大正11)2月7日に衆議本會議に上程された。
- 8) 正式には「陸軍ノ整理縮少ニ関スル建議案外一件(陸軍ノ整理縮少ニ関スル建議案, 軍備縮少ニ関スル決議案)委員会」であるが、以下では、本文でも註においても単に「軍縮委員会」と略する。同委員会は、四回にわたって委員会を開催した。日程は次の通り。

第一回 1922 (大正11) 年2月10日  
 第二回 同 2月15日  
 第三回 同 3月13日  
 第四回 同 3月23日

## 軍 人 数

| 官     |       |       |             |      | 現 役 将 校     |      | 判 任    |      | 総 計    | 増加数  |
|-------|-------|-------|-------------|------|-------------|------|--------|------|--------|------|
| 大 尉   | 中 尉   | 少 尉   | 小 計         | 増加数  | 合 計         | 増加数  | 准士官    | 増加数  |        |      |
| 5,295 | 4,415 | 2,916 | 12,626 (10) | —    | 15,765 (41) | —    | 2,561  | —    | 18,326 | —    |
| 5,382 | 5,205 | 1,883 | 12,470 ( 6) | —156 | 15,628 (27) | —137 | 3,101  | +540 | 18,729 | +403 |
| 4,807 | 4,829 | 1,958 | 11,594 ( 5) | —876 | 14,697 (19) | —931 | 3,650  | +549 | 18,347 | —382 |
| 4,540 | 4,526 | 1,995 | 11,061 ( 4) | —533 | 14,330 (14) | —367 | 3,698  | + 48 | 18,028 | —319 |
| 4,569 | 4,005 | 1,869 | 10,443 ( 6) | —618 | 13,814 (24) | —516 | 3,369  | —329 | 17,183 | —845 |
| 4,739 | 3,734 | 1,821 | 10,294      | —149 | 13,732      | — 82 | 3,532* | +163 | 17,264 | + 81 |
| —     | —     | —     | 10,233      | — 61 | 13,931      | +199 | 3,532  | ± 0  | 17,463 | +199 |
| —     | —     | —     | 9,930       | —303 | 13,773      | —158 | 3,461  | — 71 | 17,234 | —229 |
| —     | —     | —     | 9,940       | + 10 | 13,776      | + 3  | 3,527  | + 66 | 17,303 | + 69 |
| —     | —     | —     | 9,823       | —117 | 13,790      | + 14 | 3,531  | + 4  | 17,321 | + 18 |

3. 表中の各階級武官数には、それぞれ、主計官、医官などの相当官が算入されている。
4. 表中、昭和2年(第47回)以降は、将官、佐官、尉官の各合計数のみが公表され、各々の階級別人数は不明。尚、大正15年から「陸軍省統計年報」も「軍隊人員(下士、兵卒ヲ除ク)」「官衛学校及特務機関人員」など、人員に関する多くの表を「秘」に付している。
5. 表中、\*は、第46回がミス・プリントのため、第47回より補った。

第四回委員会には、「陸海軍大臣任用ノ官制改正ニ関スル建議案」、および「航空事業ノ統一及拡張ニ関スル建議案」が付議された。

- 9) 「議会誌」第13巻, p. 656-p. 658。
- 10) 信夫清三郎「大正政治史」p. 1052, 河出書房, 昭和29年11月。
- 11) 本堂先生伝記刊行会「犬養本堂伝」中巻, p. 457, 東洋経済新報社, 昭和14年。
- 12) 同上, p. 450。  
それぞれ、1921(大正10)年1月の国民党大会の演説。
- 13) たとえば、この第45議会には、前議会にひきつづき、いわゆる普選法案が提出され政友会の反対で成立しなかったが、その反対理由が、これまでの危険思想よわばりから、漸次的拡張論に変わり、また、反対の党議決定の採決に欠席した普選論者が30名に達していたと言われる。(松尾尊兌『政党政治の発展』「日本歴史」現代2, p. 265, 岩波書店, 1963年)。
- 14) 同上。
- 15) 註3) 参照。
- 16) 「読売新聞」大正11年2月4日付。
- 17) 「議会誌」第13巻, p. 655。
- 18) 同上, p. 655-p. 656。
- 19) 軍縮委員会「会議録(速記)」, 第二回, p. 9。  
この津野田案が何時提出されたかは解らないが、それに対する陸軍の回答が第二回委員会で示されている。尚、津野田は、この時衆議院議員であると同時に予備役歩兵少将(陸大第14期)であった。
- 20) 横山勝太郎監修「憲政会史」p. 364, 憲政会史料編纂所, 大正15年。
- 21) 「読売新聞」大正11年2月18日付。
- 22) 「議会誌」第13巻, p. 569。
- 22) 註(21)に同じ、また、軍縮委員会「会議録」第一回～第三回に明らかである。
- 23) 「議会誌」第13巻, p. 198。
- 24) 「東京朝日新聞」大正11年3月18日付。
- 25) 「議会誌」第13巻, p. 569。
- 26) 衆議院予算委員会四分科会(陸軍、海軍)における陸相山梨半造の発言(「読売新聞」大正11年2月4日付)。

## 27) 「読売新聞」大正11年2月19日付。

同記事によれば、陸軍は、与党たる政友会が陸軍側とあらかじめ何等協議を遂げず建議案を提出し、国民、憲政三党共同で迫って来たことに對し、「衷心頗る狼狽し」2月17日、院内に、政友会の幹部であり軍縮委員でもある岡崎邦輔、大岡育造、原田十衛に会見を求め、陸軍省本省より、山梨半造陸相、尾野実信次官、田中政明経理局長、畑英太郎軍務局長等が出席して、陸軍省の縮小整理案の内容を説明すると共に政友会の期待する軍縮意見を聴取し且つ3月13日の第三回軍縮委員会及其後の審議方針に就いて打合せ、政友会は、内閣の基礎を思う点より陸軍側の希望を容れ極端な軍縮案の不成立に努めることを陸軍側に約束したとしている。

## 28) 「東京朝日新聞」大正11年3月15日。

また、山梨は、この軍縮委員会が開催される前、同日午前十時半からの貴族院予算委員会総会で坂本俊篤への答弁で次のようにも言っている。

「陸軍整理の方針に付ては目下有する威力を損することなくして新鋭の武器を採用し人馬を減じ国民の負担を軽減せんとす。又成るべく在營年限を短縮し度いと思ふ、軍事予備教育が十分出来居れば短縮出来るが新鋭の武器を用ふるには精密なる教育が必要で、国民の予備教育は未だ十分でない。本年度の予算にては凡そ一箇月を短縮するも可なりと考へらる。歩兵より云へば戦時人員を五分の一に減じ得べしと思う。新鋭の兵器には人を要する故、其の方にて減じ得るは五分の一に止るべし。歩兵に於て三万四千を減じ、砲兵に於て約一万二、三千を節約することが出来る。航空器を用ふるが為め騎兵を幾分減じ得べし。合計して約五万を減じ其の費用は約千五百万円であります。」(句読点は引用者)

## 29) 「東京朝日新聞」大正11年3月19日付。

## 30) 同上、大正11年3月20日、21日各付。

## 31) 同上、大正11年3月23日付。

## 32) 軍縮委員会「會議録」第四回。

## 33) また、憲政会からも「陸海軍大臣任命に関する官制改正に対する質問主意書」が提出されていた(「議会議」第13巻, p. 837)。

## 34) 「議会議」第13巻, p. 837。

憲政会の「質問主意書」に対する政府の回答書。

## 35) 陸軍は、2月19日の各新聞に、「帷幄上奉の弁」という談話を発表し、帷幄上奏権が首相の職権を蹂躪すると云ふ様なことはあり得ない、と反論している(「東京朝日新聞」大正11年2月19日付)。

## 36) 陸軍の軍縮案は、大正12年度予算案作成と並行して、陸軍省各局の課長ならびに参謀本部第一課(編成動員担当)課長で組織された委員会で立案作業が行なわれた(「東京朝日新聞」大正11年5月26日付)。

## 37) 註(18)に同じ。

## 38) 軍縮委員会「會議録」第二回, p. 6。

## 39) 「議会議」第13巻, p. 657。

## 40) 本会議における山梨陸相の答弁(「議会議」第13巻, p. 659)。

## 41) 註(28)に同じ。

## 42) こうした動向は、政党と陸軍との関係だけではなくジャーナリズムをはじめとする「世論」の動向でもあった。このことについては、次の論文が詳しい。

竹中暉雄「学校教練についての一考察」(上)、桃山学院大学人文科学研究, 第11巻1号, 1975年12月(尚、同論文は、(下)を含めて、池田進、本山幸彦編「大正の教育」第一法規出版, 昭和53年9月, に『十四 学生軍事教練の開始』として収められている)。

## 43) 「読売新聞」大正11年7月12日、8月8日各付。

## 44) 「大阪朝日新聞」大正11年7月7日付。

## 45) この「参考書」の正文は、委員会速記録の性格上明らかでない。従って、この「参考書」の説明に立った政府委員、尾野実信陸軍次官の説明を中心に、各議員の質疑の中から可能な限り復元しなければならないが、幸い、「読売新聞」(大正11年2月17日付)が「軍縮両案、津野田案と国民党案」として、その内容を報道しているので、以下では、「読売」の記事に依拠しながら委員会會議録を参考に引用していくこととする。

## 46) 軍縮委員会「會議録」第二回, p. 10。

47)「読売新聞」大正11年7月8日, 8月8日各付。

8月8日付では, 次のように報道されている。

「……若し発表した整理案が確定案であるならば政友会は議院に於て院議尊重を主張し四千万円を削減したる後当局の責任を問ふであらうと猛烈に抗議を申し込んだ。加藤首相, 山梨陸相は此の抗議に驚き, 首相は去る七日望月政友会幹事長の来訪を求め新聞紙上に伝はる『陸軍当局談』は未定稿で決して責任ある者が発表したのではない。其の顛末に就き陸相より詳細に説明し度いからとて本部幹部の参集を迄ひ次で水野内相を介して床次政友会総務等らに諒解を求め斯くて八日の会合となり引続き貴族院代表との会見となったのであるが, 陸相が政友会幹部への弁明に拠れば『経費二千三百万円の削減は整理の基礎であって尚より多くの整理を為し得ることゝ確信する』とあったそうで, 政友会は之を言質として少くとも三千万円以上即ち建議案の四千万円に近き整理案が出来するものと思惟し……」

48)「読売新聞」大正11年8月11日付。

## II. 陸軍省による「素案」の作成と文部省案

軍の要求にかかわる現役あるいは予・後備軍人の学校配属構想は, たとえば, 1907(明治40)年の学校体操統一問題解決のための文部・陸軍両省交渉の過程, あるいは, 田中義一の要請にもとづき南文部次官名で出された在郷将校小学校教員登用通達<sup>1)</sup>, また, 1915(大正4)年, 軍令陸乙12号で, 第一次世界大戦の進展に伴う総力戦戦略を調査すべく組織された「臨時軍事調査会」<sup>2)</sup>による交戦各国国民軍事教育状況の調査<sup>3)</sup>, その一環としての陸軍歩兵中尉加藤一平の兵式体操改革論<sup>4)</sup>など, すでに種々提起されて来たが<sup>5)</sup>, 前述した様に, この軍縮の過程で提起された学校配属構想は, 兵役年限の短縮を前提とした点でこれまでの構想とは質を異にしていた。そして, この軍縮を契機として武官学校配属をめぐる陸軍省と文部省との交渉が進められるに至るのである。

ところで, 山梨軍縮においては, 各党一致の軍縮要求は, 経費節減が四千万円の要求に対して二千三百万円, 兵役短縮期間六ヶ月の要求に対して, 一ヶ月半(40日)であったように, 部分的にしか実現しなかった。したがって, 五校大学昇格問題をめぐる閣内対立で倒れた高橋内閣を後継した加藤友三郎内閣(大正11年6月成立)のもとで開催された翌46議会において, 各党が軍縮の完遂を陸軍に要求したのはいわば当然であった。まず憲政会が, 革新倶楽部(大養毅を中心として, 旧国民党に無所属, 憲政会脱党代議士を加え, 大正11年11月結党)の賛同を得て「陸軍軍備の整理縮小に関する現内閣の施設は曩に第四十五議院に於ける本院の建議の趣旨に悖り与論の要求に副はざるものと認む。」<sup>6)</sup>という決議案を提出して政府に迫った。しかし, この決議案は, 加藤友三郎内閣に閣外協力を表明し, 政権党への志向を強めていた政友会の反対<sup>7)</sup>にあって1923(大正12)年2月12日本会議で否決されるに至る<sup>8)</sup>。

また, 軍部大臣文官採用制・帷幄上奏権廃止の要求も引き続き追求された。2月1日衆議院予算委員会総会で, 憲政会古屋慶隆は加藤首相を追求し, 「陸軍大臣に文官採用の時期, 帷幄上奏権廃止の時期が必ず来ると自分も信じている」<sup>9)</sup>という答弁を引き出し, この問題での突破口を開いた。次で, 2月23日貴族院予算委員会総会において加藤首相は陸海軍大臣文官採用制に支持を表明した<sup>10)</sup>。そして, こうした首相の言明に力を得た革新倶楽部は3月10日陸海軍大臣武官専任制廃止の建議案を提出した。この建議案は, 政友会の賛同を得て満場一致で可決されるに至る。しかしここでの政友会の態度は, いわば儀礼的なものであり<sup>11)</sup>, そのため陸軍の強い抵抗と相俟って, この決議を根拠として陸海軍省官制の改正<sup>12)</sup>を克ちとるまでには至らなかった。

こうして、政党勢力による軍備縮小要求は自からの不団結によって部分的成果を得たのみで終るわけであるが、注目すべきことは、この第46議会の審議の過程で、小論が問題になっている武官の学校配属をめぐる陸軍省の動静とそれに対する文部省の対応が表面化して来ることである。すなわち、同議会予算委員会第四分科会で、山梨陸相は、兵役年限短縮の完全実施を要求した革新倶楽部高木正年、庚申倶楽部八島平等の追求に対し、第一次大戦後の兵器の進歩や戦術の変化による兵士教育の高度化、「精兵主義」の採用<sup>13)</sup>、また国民教育の不備を理由として、四十日間以上の短縮は困難である<sup>14)</sup>が「……各個ノ教練ノ如キ事ハ、国民教育デ補足ガ出来ルカラ、ソレヲドウカ工夫シタナラバ短縮出来ル……」<sup>15)</sup>と答弁し、そのための準備を開始したことを次のように表明した。すなわち、「是ハ今、多少ノ具体案ヲ作ツテ内務文部ト同時ニ研究中デアリマシテ、此具体案ガ如何ニ変更サレルカ、マダー一寸分リマセヌガ、ソレダケニハ進ンデ居リマス」<sup>16)</sup>と。

ここで、山梨が言った「多少ノ具体案」とは、1923(大正12)年2月5日付「東京朝日新聞」に報道された「兵役短縮に関する国民軍事教育方案——陸海文内四省連合会議」<sup>17)</sup>という記事内容であると推定される。この記事は、「欧州戦の実験に鑑み国防は国民の国防なりとの信念を昂め欧米列国は一般国民の軍事教育の施設に努むると同時に永久の平和を維持するの精神から軍縮を計り、平時兵力を最少限に留め軍費を節約して文化方面に用ひ国防の欠陥は右一般国民の軍事教育で之を補ふの趨勢を来し我国の与論も亦軍事費節約兵役短縮を叫ぶに至ったので」陸軍当局も委員会を設けて、一般国民軍事教育方案を調査研究中であったが、ようやく成案を得るに至ったとし、「灰聞する所に依」ればとして、その「方案」を以下の如く紹介している。

#### 綱 領

- 一、青少年の智徳体三育の向上を計り完全なる第二国民を作る。
- 二、忠君愛国の精神を養ふは勿論、軍隊に最緊要なる団結心を養成振起する。

#### 要 旨

- 一、服役短縮の程度は主として軍事教育の成績如何に依る者だが先づ第一期の計画としては一年八ヶ月に短縮するを目的とす。
- 二、義務教育年限の延長は兵役短縮と最重大な関係を有するものであるから陸軍当局は速に其達成を熱望する。
- 三、大中小の各学校は一定の方法に基き軍事教育を施し、中学校に入校せざる青年の為には各地方団体で丁年に達する迄毎年一定期間軍事教育を施すこと。
- 四、地方青年団教育は各地方の状況に従ひ閑散期を利用し学校等と連絡し之を実施す。
- 五、右軍事教育を受けた青年は徴兵適齢の期に至り陸軍から派遣された試験委員の検査を受け習得証を付与される。
- 六、習得証を有するものが徴兵検査に合格し兵役に服する時は入営期日を四ヶ月間(所謂新兵期間)延期されるから其者は一年八ヶ月となる次第である。

こうして陸軍によって示されたいわば「素案」とでも言うべき案は、後の「陸軍現役将校学校配属令」や「青年訓練所令」に至る軍事教育政策のいわば原型としての意味を持ち得よう。この「素案」は、一読して明かなように、兵役の四ヶ月間短縮を前提として、第一に、各レベルの学校における「一定の方法」にもとづく軍事教育の実施、第二に、小学校卒業以上の青年に対する「地方団体」と「青年団」による二本立ての軍事教育の実施、第三に(注目すべきことに)それらの軍事教育の結果が、兵短に耐え得るかどうかを「検査」すべき「試験委員」

の陸軍からの派遣、等を構想しているわけであるが、これらの構想の意義について若干触れておこう。

第一に、「大中小の各学校」、「中学校に入校せざる青年」「地方青年団」の三本立てによる軍事教育を企図している点である。ここでは、後に中学校、師範学校、高等学校、大学に対する現役将校配属と、青年訓練所の二本立てに収斂されていく軍事教育が、当初の段階では三本立てで構想されていたことが示されている。

第2に、「大中小の各学校」における軍事教育は、「一定の方法に基き」実施されるとされているが、この「方法」の中には、前述の如く、衆議院「陸軍ノ整理縮少ニ関スル建議案外一件委員会」に陸軍省より提出された「参考書」中で示された小中各学校への武官配属構想が当然にも前提されていると判断でき、したがって、陸軍は当初からかかる構想のもとに出発していたと言えよう。

第3に、予定されたであろう教育課程について言えば、四カ月短縮が前提されるのであるから、いわゆる初年兵「第一期」教育、すなわち、各個教練、体操、銃剣術、射撃、中隊教練、陣中勤務<sup>18)</sup>の各課目を課することを予定していると推定できるが、中学校以上の軍事教育の方法としての一年志願兵制度、一年現役兵制度の改変について判断すべき材料は乏しい。

第4に、「素案」五、六の「試験委員」の「検査」にもとづく「習得証」の授与による兵役年限の短縮という方式について述べておこう。この方式は、第一次大戦の前後にすでに列国によって実施されていた方式<sup>19)</sup>ではあるが、「廢疾又ハ不具等」の理由<sup>20)</sup>による以外徴集の免除、延期の許されなかった一般徴集に新たな意味を有する徴集延期規定を加えようとするものであり、また、特権的徴集猶予規定である一年志願兵制度の有資格条件の一つである認定学校の認定基準が専ら「学科程度」<sup>21)</sup>であったものを軍事教育そのものを「試験」の対象にしようとした点でも重要である。

この陸軍案を基礎とする各省間協議は、すでに開催されたと報道されたが<sup>22)</sup> 各省間においてどのような意見交換がなされたのかは不明である。ただ、この問題に関係の深い文部省の態度だけは、帝国議會審議の過程で若干知ることが出来る。すなわち2月5日、衆議院「市町村義務教育費国庫負担法改正法律案委員会」(第一回)<sup>23)</sup>において文部当局者は、上述の「東京朝日」に掲載された陸軍案に対する意見を承りたいと言う憲政会高田耘平の質問に答えて次のように答弁した。

「○鎌田國務大臣 陸軍当局カラ文部ノ方ニ交渉ガアリマシタ、而シテ之ハ各省ニ涉ッテ関係者ガアリマスカラ、……マダ何等確定シタ案ハ得マセヌ、要スルニ攻究中デアリマス。

(中 略)

○赤司政府委員 先刻大臣カラ申シマシタ通り、軍縮ノ影響トシテ、国民教育ニ対スル陸軍当局ノ希望トデモ申シマセウカト云フナコトハ、私共了承シテ居ルノデアリマス、此ノ点ニ就テハ目下折衝ヲ致シテ居リマスガ、……軍事教育ト云フ関係ガ入ッテ参リマスノデ、私共モ直ニ之ガ断案ヲ下スコトモ出来ナイノデアリマス……国立体育研究所ノ予算ヲ本年度要求致シマシタ……兎ニ角文部当局トシテハ此際体育向上ヲ図ルコトノ必要ヲ認メテ居ル……。」

このように、文部省は、陸軍案に対し消極的に対応したのみならず、この機会をとらえて、自省が予算要求をしていた国立体育研究所設立(それ自体、近代日本の体育行政の中で重要な施策であったが)の了解を求める場に利用したのであった。そして、こうした天皇制国家固有

の官僚セクショナリズムは、武官学校配属をめぐる陸軍、文部両省交渉に最後まで付纏うのである。

その後、この四省間協議が、どのような経緯を迎ったかはまったく不明であるが、同年4月6日に交渉すべき関係省に農商務省が加えられ、文部省の主催のもとに、「五省連合委員会」が開催されている<sup>24)</sup>。出席者は次の通りであった。

|         |         |           |
|---------|---------|-----------|
| 文 部 省   | 普通学務局長  | 山 崎 達 之 輔 |
|         | 実業学務局長  | 栗 谷 謙     |
| 陸 軍 省   | 軍 務 局 長 | 畑 英 太 郎   |
|         | 軍務局課員   | 梅 津 美 治 郎 |
| 海 軍 省   | 軍 務 局 長 | 大 角 岑 生   |
| 農 商 務 省 | 参 事 官   | 立 石*      |
| 内 務 省   | 書 記 官   | 石 川*      |

この「五省連合委員会」では、軍縮以来の国内外情勢を「……軍民互に自覚して、国防の基礎を国民全体の負担」とする思想の普及と具体案を立案することを目的とし、「青少年の体育を奨励し義務心団結心を涵養し、規律ある国民」の養成、及び、「国防は所謂国民の国防なりとの本義を明らかにし、一朝有事の日に当りては挙国一致困難に当るの準備と覚悟」を涵養すべく、次の5項目が「実施項目」として検討に付されたとされている。

- 一、大中小各学校に於ける体育並に軍事教育普及の程度
- 二、軍隊と学校との連繫
- 三、少年団、青年団の教育方案
- 四、青年団教育の地方産業に及ぼす影響及其効果を挙ぐるための施設
- 五、兵役短縮程度

「協議」は陸軍省の「既成原案」を基礎として<sup>25)</sup>「軍縮に伴ふ国民の知識、体育、団体的訓練に就て意見の交換」<sup>26)</sup>が行なわれたとされているが実質的討議には至らず、「具体的調査会」<sup>27)</sup>を組織して行なうとされた。実質的討議に至らなかったのはいわば当然で、内務省、農商務省はいわば儀礼的参加にすぎなかった<sup>28)</sup>、肝心の文部省もこの時点で素案を持つには至らなかったのだから。そして、この文部省案がまとめられたのは、同年6月であった<sup>29)</sup>。

「青少年教育」と名称されたこの案は、森岡常蔵督学官によって立案されたとされ、その「骨子」が「東京朝日新聞」、「教育時論」に紹介されている<sup>30)</sup>。以下に全文を掲げてみよう。

#### 一、名称「青少年教育」

近來世間では学生の軍事研究に対し、軍閥の走狗であるとか或は軍国思想の宣伝に利用するものであるなど曲解するものがあるので国民の誤解を招かぬ様、殊更に此点に留意して命名せるものである。

#### 一、大中小学校生徒の体育の向上と、軍事教育の普及並に軍隊と学校との関係

- (イ) 小学校生徒は専ら体育に重きを置き身体の發育を助長する様努めること。
- (ロ) 中学校は従来中学卒業生にして服役するものは、一年志願兵たる特点を有したが今後中等学校生徒に対しては在学中既に一年志願兵と同様な軍事教育を施し教育の真髓を破壊せぬ範圍に於て中等学校生徒は殆んど画一的に軍事的素養を具有せしむること。

\* とともにフルネームは不明である。内務書記官は本省の課長クラスとされる（『内務省史』第一巻，p. 634）が、具体的ポストは明らかでない。

い) 大学学生は各専門的に學術の蘊奥を研鑽するものであるが為体育的運動及遊戯を奨励するも中等学校生徒の如く所謂軍事教育の色彩を無からしむること。

#### 一、少年団並に青年団との関係

従来比較的に閑却されたる国民皆兵の実を挙ぐる為めには所謂国防は国民の国防なりとの言の如く国防を国民化し健全なる身体と健実なる思想を醸成し国民の基礎的勢力を養ふに在るから我國民の身体的特質を探究して教育並に生活状態を考究する為め特に体育研究所を設置し權威ある科学的研究に基き我國民に適合する体育法を確立し生徒児童のみならず一般的に國民の改善を図ること。

一瞥したようにこの案は、第46議会における鎌田文相、赤司次官の答弁の域を出たものではなく、兵短のための実質的軍事教育を主目的とする陸軍案とは異って兵短を前提にしていないと言う特徴をもつものであった。もとより、選兵基準の第一義的要件たる体位の向上を計るべき新しい体育法の開発と普及は、陸軍にとっても反対の対象たり得べきものではない。このような文部省の消極的な対応の中で、一つだけ積極的に提案しているのが中学校在生に対して在学中に「一年志願と同様な軍事教育を施す」としている点である。しかし、この点もどのように実現させるのかという点では極めて曖昧である。この一年志願兵教育は、認定学校における兵式体操の課程を終了後、一年間兵営内で受ける軍事教育課程であるが、その内容は、術科(戦闘技術)で、歩兵の場合は、表-2の如くであるし、歩兵以外の兵種では、教育課程は「一般教育ノモノニ準」<sup>31)</sup>じ、その進度を早めて行なわれ、学科(典令範教育)は、各兵科最低14種類<sup>32)</sup>に及ぶ膨大なものとなっている。この膨大な課程を「教育の真髓を破壊せぬ範圍に於て」中学校で実施するのはほとんど不可能であると言えよう。

この文部案の「完成」後「直ちに第二次五省連合委員会を開く筈」<sup>33)</sup>とされたが、それが開催されたかどうかは不明である。そして、9月の関東大震災によってこの各省間に渉る交渉は立消えとなった。その後この問題は、加藤高明内閣の行財政緊縮政策と陸軍の総力戦準備のための軍制改革の具体化の過程で、文部、陸軍両省交渉の形で再びクローズアップされる。

表-2 歩兵隊一年志願兵教育訓次表  
(12月入営の場合)

| 教 育 期 |        | 課 目                                               |
|-------|--------|---------------------------------------------------|
| 第 一 期 | 自十二月上旬 | 各 個 教 練                                           |
|       | 至四月中旬  | 体 操<br>銃 劍 術<br>射撃(距離測量ヲ含ム)<br>中 隊 教 練<br>陣 中 勤 務 |
| 第 二 期 | 至七月中旬  | 第一期ノ課目<br>作 業<br>実兵指揮及教育法                         |
| 第 三 期 | 至九月下旬  | 第一、第二期ノ課目<br>大 隊 教 練                              |
| 第 四 期 | 至十一月下旬 | 第一乃至第三期ノ課目<br>連 隊 教 練<br>旅 団 教 練<br>秋 季 演 習       |

(「軍隊教育令」大正10年軍令陸第10号附表二十四)

ところで、前節で触れたいいわゆる「山梨軍縮」は、その結果として大量の「失職将校」を生み出したが、この「失職将校」の取扱いをめぐっても陸軍省と文部省の接触が行なわれていた。以下では、この問題について述べておく。

軍縮に伴う軍人、軍工廠職工の整理は、総数で約五万八千人<sup>34)</sup>とされたが、これらの誠首は、1922(大正11)年8月、23(同12)年2月、3月、4月など数次に渡って実行された<sup>35)</sup>。これらの退職者の再就職対策として、陸軍は、偕行社内に「義済会」を設けた。この組織は、会長

に前陸相大島建一を置き、理事として、陸軍省経理局長（現職）の田中政明を配して<sup>36)</sup>、東京府内の職業紹介所、職業安定所との連携による職業紹介<sup>37)</sup>をはじめ退職軍人のブラジルなどへの移民の斡旋<sup>38)</sup>などの事業を担った。これと並行して陸軍省独自でも、主に、2,200名<sup>39)</sup>の「退職将校」に対し、大蔵省から特別に賜金を引き出したり、省内で「実業講習会」を開催し<sup>40)</sup>将校の再教育を実施するなどの対策を講じた。

こうした失業対策の一環として、陸海軍省は文部省と協議の上で、退職将校中の中等教員志望者に対し、東京高等師範学校を中心として「将校収容中等教員養成講習会」<sup>41)</sup>を開催し、不足がちであった<sup>42)</sup>中学校、師範学校、高等女学校の教員として無試験検定で送り込んだ。

この「講習会」は、「文部省主催将校収容中等教員養成講習実施準備行程」<sup>43)</sup>によれば、次のように進行するとされた。

- 一、五月一日 陸海軍省ヨリ講習ニ関スル実施要領ヲ発表シ志願者ヲ募集ス
- 一、八月十日 陸海軍省ニ於テ入学志望者ヲ取纏メ甲種乙種別名簿ヲ調製シ試験場別受験人名及各試験場ニ於ケル試験担当主任官ノ官職氏名ヲ添付シ之ヲ東京高等師範学校ヨリ各試験場ヘ選抜試験問題ヲ送附ス
- 一、九月一日 本日及兩日間<乙種ニ限り三日マデ三日間>選抜試験ヲ行フ試験担当主任官ハ試験終了後直ニ答案ヲ東京高等師範学校長ニ送付ス
- 一、九月十二日 東京師範学校長ヨリ受講者氏名ヲ陸海軍省ヘ通知ス
- 一、九月十四日 陸海軍省ニ於テ右許可者ニ対シ許可及講習所ヘ出頭ノ通知ヲナス
- 一、九月十五日 陸海軍省ハ右許可者ノ受講願書及履歷書<人事局長ノ証明ヲ要ス>ヲ東京高等師範学校ニ送付ス  
受講願書及履歷書様式ハ適宜
- 一、九月二十日 授業ヲ開始ス

これにもとづき、陸軍省からは「文部省主催中等学校体操教員養成講習実施並出願手続要領」<sup>44)</sup>（陸普三二二七号）が通牒され、表-3のように、体操、英語、数学、国語・漢文の各科が実施された。

表-3 退職将校中等教員養成講習会一覧

| 種     | 類     | 講 習 期 間                |                                   | 実 施 場 所                |
|-------|-------|------------------------|-----------------------------------|------------------------|
|       |       | 一 回 期 間                | 開 催 期                             |                        |
| 体 操   | 第 一 回 | 甲 種 6 ケ 月<br>乙 種 3 ケ 月 | 大正 年 月 ~ 大正 年 月<br>12. 10 ~ 13. 3 | 東京高等師範学校<br>陸軍戸山学校（一部） |
|       | 第 二 回 | 甲 種 7 ケ 月<br>乙 種 4 ケ 月 | 13. 5 ~ 13. 11                    |                        |
|       | 第 三 回 | 7 ケ 月                  | 14. 9 ~ 15. 3                     |                        |
| 英 語   | 第 一 回 | 9 ケ 月                  | 14. 6 ~ 14. 12                    | 東京高等師範学校               |
|       | 第 二 回 | 9 ケ 月                  | 15. 4 ~ 15. 12                    | 広島高等師範学校               |
| 数 学   | 第一回乙種 | 7 ケ 月                  | 13. 1 ~ 13. 7                     | 東京高等師範学校               |
|       | 第一回甲種 | 15 ケ 月                 | 13. 1 ~ 14. 3                     |                        |
|       | 第二回乙種 | 8 ケ 月                  | 14. 4 ~ 14. 11                    | 広島高等師範学校               |
|       | 第二回甲種 | 15 ケ 月                 | 14. 4 ~ 15. 6                     | 東京高等師範学校               |
|       | 第三回乙種 | 9 ケ 月                  | 15. 4 ~ 15. 11                    | 広島高等師範学校               |
|       | 第三回甲種 | 15 ケ 月                 | 15. 9 ~ 2. 11<br>昭和               | 東京高等師範学校               |
| 国語・漢文 | 第 一 回 | 12 ケ 月                 | 大正<br>15. 1 ~ 15. 11              |                        |

1) 表中、甲種とは、在郷の陸軍将官同相当官、退職予定並在郷の海軍士官、乙種とは、陸軍戸山学校体操科を卒業した在郷の陸軍将校、海軍砲術学校高等科教程を卒業した退職予定並在郷ノ海軍士官。

2) 「自明治三十七年至大正十五年陸軍省沿革史」下、p. 1063~p. 1065 より作成。

こうして開催された「講習会」を、数学科（第一回）の場合についてみると、8月10日に陸海軍省人事局より「受験者官氏名及選抜試験担当主任官名簿」<sup>45)</sup>が東京高師に送付され、陸軍106名、海軍30名、計136名が、出身各師団司令部、鎮守府などで、東京高等師範学校作成の算術、代数、幾何、三角法、高等数学初歩、の試験を受け<sup>46)</sup>、甲種29名、乙種25名が合格した<sup>47)</sup>。受験科目は、甲種の場合、算術（毎週一時間）、講師 国枝元治、初等代数（二時間）、国枝元治、高等代数（二時間）、掛谷宗一、初等幾何（二時間）、阿部八代太郎、高等幾何（二時間）、阿部八代太郎、三角法（一時間）、阿部八代太郎、高等数学初歩（四時間）、杉村欣次郎、修身（二時間）、荻原 弘、教育（四時間）、森岡常蔵、大瀬甚太郎、数学教授法（二時間）、阿部八代太郎<sup>48)</sup>で、計22時間、15ヶ月に亘って行なわれ、甲種講習員29名に対し、求人申込学校数58校という好条件のもとで、「当分就職ヲ希望セス」という2名を除いて各地の中等教員として就職して行った<sup>49)</sup>。

また、体操科について述べると、講習内容は解らないが、このような軍人経験者の体操教員登用は、「明治」期以来の貧困な体操教員養成制度の補完としての軍人依存構造の一環として位置づくものであった<sup>50)</sup>。そして、このような長期にわたる武官出身者の体操教員登用の結果、1924（大正13）年3月1日現在、公私立中学校、師範学校、実業学校（大阪府を除く）体操科担任教員総数2,306人中、陸海軍軍人出身者数は、1,028人、48.9%の高率を示すに至った<sup>51)</sup>。このことは、すでに学校内における軍事教育体系創出の条件が準備されていたことを示すとともに、「陸軍現役将校配属令」が、こうした軍事教育の「開始」ではなく、在職の武官出身教員のいわば「指揮官」を学校内に送り込むことによって、むしろその「完成」を意味していたことをも示していた。

## 〈註 II〉

- 1) これらの経緯については、拙稿『『大正期』における『武官教師』（体操科担任教員）創出の試み』（北海道大学教育学部紀要、第30号、1977年10月）。で詳しく触れている。
- 2) 防衛庁防衛研修所戦史室、高崎正男執筆「戦史叢書、陸軍軍需動員〈1〉計画編」p. 16、朝雲新聞社、昭和42年。
- 3) 同委員会は、大正11年2月までに69号に渡る「月報」を発行している。その中には、「本戦役ニ於ケル交戦各国ノ国民教育並青年ノ活動」（其一～其四、第三号、五号、六号、八号、十号）『交戦各国社会的青年教育』（（補修其一）仏、（補修其二）米、第三十七号、第五十二号）などの報告を含んでいる。また、「欧州交戦諸国ノ陸軍ニ就テ」などを含む「月報」特号（回数確認できない）を発行し、さらに、100件に及ぶ意見書を関係各機関に提出している。これらの意見書の所在は今のところ定でないが、「臨時軍事調査委員ヨリ提出シタル意見総目次」によれば、この意見書中には、各種典範令改正に関するもの、「国家総動員ニ関スル意見」「青年教育ニ関スル意見」などが含まれている（『臨時軍事調査委員月報其他目録』大正11年2月25日陸軍省印刷）。
- 4) 加藤一平『米国普通学校ノ軍事教育ノ実況及日本ノ学校ニ於ケル軍事教育ニ対スル私見』（偕行社記事）第502号、大正5年5月。この兵式体操改革論の内容は、前出拙稿、p. 61-p. 62に詳述した。
- 5) 行論の関係から、ここでは、軍の側における構想を中心に指摘したが、たとえば、臨時教育会議における江木千之発言、田所美治文部次官発言にみられるように兵短をセットにした形では無い一定の構想が提起されていたことはよく知られている。
- 6) 「東京朝日新聞（夕刊）」大正12年2月6日付。
- 7) 憲政会からの建議案共同提出の申し込れに対し政友会は、1月27日最高幹部会を院内に開催し次のように決定し、建議案提出のときはこれに反対することとした。  
「議論をなせば色々之をなし得べきも今年重ねて之を建議し以て陸軍当局をして之を実行せしめんとするも、それは行はれないことである故に本年は此儘原案（つまり、第45議会での建議一引用者一）

に同意し他日適当の解決をなすがよい。」「(大阪朝日新聞)大正12年1月28日付)。

- 8) 「東京朝日新聞」大正12年2月13日付。
- 9) 同 上, 大正12年2月2日付。
- 10) 同 上, 大正12年2月23日付。
- 11) 政友会は、前第45議会においても、軍部大臣武官専任制、帷幄上奏権を攻撃しながら軍縮委員会で、憲政会下岡忠治に明確な態度表明を迫られると態度をあいまいにしていたが、今第46議会においても閣外協力を表明している加藤首相の言質に儀礼的に同調したのみで、それ以上は何もしようとはしなかった。
- 12) 陸軍省官制二十六条および海軍省官制三十三条に規定する職員定員規定の附表の改正を意味する。
- 13) 第四十六回帝国議会衆議院「予算委員会第四分科(陸軍省及海軍省所管)会議録(速記)」第一回(大正12年2月3日)p.4。この答弁は、高木正年に対するものである。
- 14) 陸相山梨半造による兵役年限短縮についての説明はつづめれば本文の如き論理であったが、このような論理は当時の陸軍上層部に一般的であったらしく、参謀本部総務部長少将岸本鹿太郎(陸士5期・陸大14期)は、帝国在郷軍人会本部発行「大正公論」第三巻・第四号(大正12年4月)に『在営年限短縮問題』と題する論説を発表して大略以下のように陸軍の立場を説明している。

岸本は、「第四十五議会以来特に喧しく論議せらるゝに至った在営年限短縮問題は……所謂衆議院建議の一年四箇月と軍部の一年十箇月案との間に、依然として六箇月からの開きがあると云ふので、軍部に院議尊重の誠意なしとの誹謗を加えて止まぬもの」があるが、軍部が「……在営期限一年十箇月以下に短縮することは、我国青少年の体育及団体観念の現況に照して、不可能なりと主張する所以は、実に国防当事者としての職責上、己むを得ざるに出づるものである。」と前置し、この年限短縮論の論拠を「一、英、米の応急短期教育兵が克く精鋭の独逸兵に対して戦争を終始したと云ふ考えと、二、現に仏、伊両国の如きは、二年、三年の在営期限を一年半又は一年四箇月に、短縮しようとして居ると云ふ事実と、三、嘗て軍隊教育を受け、又その教育者であった予後備役軍人中に、公然在営期短縮可能を論じて居るものがある。」の三項目に整理し、これらは「……何れも真諦に触れざる観察」であるとし、以下でそれぞれに対し反論を開始する。

まず、第一の英、米などの戦時中における応急短期教育兵と独軍との関係については、「大戦間に於ける各国短期教育兵及其の実績を観察」した結果、「……短期教育兵の価値は極めて低劣にして、独軍にありては平時周到なる教育により練成せられたる多数の長期兵を有し、之を基幹として軍隊価値の低落を緩和し來ったが、遂に長期教育兵減少と共に威力衰退を來し、英軍は臨時徵募の短期教育兵を軍の主力となせる結果、終始防守退嬰の戦闘を行ふの外策なく、幸に戦争の永続と共に、軍隊練成の日子を重ね得たこと、敵軍(独軍—引用者—)素質が反対に新兵多数に依つて低下せられたる為め、辛じて対抗匹敵し得たのである。更に米軍に至つては、九箇月の教育を経たと云ふものゝ、練成上の欠陥多く、偶々戦争末期に於て戦意喪失し、且兵力減少せる独軍に對したので、著しい失態を演ぜずして終つたが、之は一つの倖倖に過ぎないと謂べきである。」として、これによって、「新募応急軍隊の威力の程度は明瞭であつて、又英、米新募兵が独逸の精兵を圧倒したのでないことも……事実であり」、「平時に於ける一年半位の教育(応急短期兵は英にあっては一年半以上、独、米にあっては九ヶ月間、戦時の人心緊張の下、費用を惜まず、或は戦線の後方において實際の陣地を使って教育したにもかかわずなお十分な使用に耐えなかつたのだから—引用者—)が作り得る軍隊精鋭の程度は、容易に推知し得べきであると信ずる。」と反論する。

ついで、岸本は、このように短期兵を否定すれば、あるいは、「……『近世戦争は、何うしても長期に互るが故に、……要は充實せる国力を有し、國家總動員を十二分に実行し得るものが、結局の勝利者たるべく、英、米が即ち此の実例なり』……」と言つた反論も有ろうが、この一國の總動員のためには、精兵と多兵とがバランスよく配置される必要があるとし「精兵か多兵かの問題」を立て諸外國の例を引きつつ冒頭で整理した第二、第三の論點に反論を加えてゆく。すなわち、戦後、仏、伊が年限短縮したのは、軍事上の理由ではなく、「……實に戦時荒廢に委ねたる生産事業の復興を必要とする、焦眉の急に應ぜしめんとするもの」であり、こうして生じた国防上の不備を補うためにたとえばフランスでは、「10萬の長期(5年)在營志願兵制度」や「國民体育及軍事予備教育法律案」を可決しようとしている。このことに關連して、看過してならないことは、「各國が一般兵即ち、獨の警察兵(十八萬)仏の一年半兵(三十萬)英の地方軍(十九萬)米の護國軍及予備軍(法定兵力四十二萬)の外に、國軍の基幹として

長期服役者を、養はんとして居る事実である。即ち、

独の十万（ヴェルサイユ条約により規定せられたる数）十二年服役

仏の十万 最少限五年服役

英の二十五万 七年服役

米の十四万（法定数は三十万）最少限三年服役

が是れにして、前者を以て多兵の要求を充し、後者を以て精兵の用意に充てて居るのである。」

このように、各国とも一方では精兵を教育しているにもかかわらず、「我予後備軍人中に、（全兵種の一引用者）在営年限の短縮可能を論ずるもの」があるが、しかし、それは、旧式歩兵に就いての議論であって、大戦後の兵士教育は「……真に隔世の感を抱く」ほど変化したとして次のように述べる。

「欧州戦前の如く、歩兵は小銃と銃剣とに依り、中隊長なり小隊長なりの号令の下に、前進し、射撃し、突撃して居った当時ならば、或はやりやうに依り、教育期の短縮も可能であらう。併し乍ら、時代は戦後急転して、今や歩兵は最も複雑の兵種と化し、小銃銃剣の外に、軽、重機関銃、歩兵平射及曲射砲、擲弾筒及手榴弾を備へ、自ら電話及無線電信を実施し、塹壕の掘開、輕掩蔽部及小架橋等の作業を行ひ、而も其の戦闘法なるものが分隊毎に分散し、主として下士以下の指揮及各兵卒の独断によって動作しなければならぬ様に変化」したのであるから単純に短縮可能とすべきでない」と反論する。

それでは、我が国が、「精兵主義で立つべきや、多兵方針で進むべき」かと言へば、このことは一般的には、「国防方針なり、作戦の遣り方なりに依って定まる……」ものであるが、「絶対優勢の海軍力に依り掩護せられる」英国や、「……国内にあらゆる軍需資源を包有せる」米国とはちがって、「……資源に乏しく（従って長期戦は耐え難い一引用者）、且多数の島嶼に分れ（従って、開戦と共に手広く且敏捷に活動して、外敵を免れる事が必要一引用者）」「加ふるに一氣呵成を得意として、長きに倦み易い国民性を有する」我国にあっては、「……第一に（開戦当初に一引用者）に使用せらるべき兵力は比較的精銳にして、且某限度の多数」が必要であり、「所謂速戦即決と云う点に着眼して、準備をなすべきである」として「精兵主義」採用の立場を表明し、短縮論に反対する。

こうして、岸本參謀本部総務部長は、兵役短縮の一般的可能性を否定した上で、この問題についての「見逃がしてはならぬ附帯事項」として、第一に、「我国民生活と兵營起居との懸隔」（たとえば、量の上に和服を着て居たものが、軍服と靴とに慣らされなければならないこと、公衆道徳、団体奉仕の習慣の欠如などを指摘している一引用者）第二に、在営中の雜役勤務について触れる。そして、もし、「国民負担の輕減と、国家生産力の増加とを計る為……在営期限短縮の途なきや否やと云ふに、前述の如く、我国民生活と兵營起居との懸隔、之が為生ずる教育の困難は、今遽に之を如何とも致し難いが、茲に国民の体育及軍事予備教育を向上し、入営期以前に於て某程度の軍事知識と、規律に服従する習慣とを養成するに於ては、軍隊教育を容易ならしめ、従って教育期間を短縮し得べき理にして、斯の如き制度の確立を見るに至らば、必ずしも二年の現制在営期を、固執するものでない」として、きわめてきびしい条件の下でのみある程度の短縮は認められるとする。そして、このような「国民軍事教育」は、欧米列強においてはすでに国家事業として統一されるに至っており、「……特に青年の思想動搖し、動もすれば国家を無視し、団体的行動を否認して、享樂を追ひ、體質漸次低下せんとする現況」にある「我国に取っては大いに参考と為すべきもので」とし、最後に次のように述べてこの論説を結んでいる。「要するに、上述の如く国家並びに国民の現況に於て、直に在営年限を短縮せんとするは、国防当事者として之を背じ能はざる所にして、此の問題は、一に国家青少年訓練実施と、其の成果に依つてのみ解決し得るものと云ふべきである。」

- 15) 前出註 13), 第二回 (大正 12 年 2 月 5 日), p. 14. 矢島專平に対する答弁。この答弁の中で、山梨は、軍が如何なる点を国民教育の欠点と考えているかとの矢島の質問に次のように答えている。

「……第一ニ抽象的ニ申シマス、精神教育モ今少シ確實ニシテ貰ヒタイ、殊ニ私共ノ非常ニ感ジテ居ルノハ、犠牲的精神ガ欠ケテ居ルヤウニ思ヒマス、精神状態デハ先ヅ一番ノ欠点ガ其処ニアルドラウト思ヒマス、第二ハ体育ノ不十分デアリマス、体育ノ十分デアルト云フ者ハ至テ少イ、第三ニハ体育ト精神トノ合体デアリマスガ、節度ニ従ッテ或ル度ノ動作ガ出来ナイ、是ダケガ私ハ欠点ト思ッテ居リマス」

- 16) 同上。

- 17) 「東京朝日新聞」大正 12 年 2 月 5 日付。

- 18) 『付表第一、歩兵隊教育順次表』、『軍隊教育令 付關係訓示講和摘要』教育總監部、大正 13 年 6 月、琢磨社。

ここでは、陸軍の基幹である歩兵の第一期教育課目を示したが、他兵種では、第一期が凡ね五ヶ月間で、その兵種にかかわる「特業」が課せられる。第二期、第三期は、各兵種とも、それぞれ、凡ね二ヶ月間で、第二期では、第一期の復習、第三期では復習と大隊教練が加わり、第四期(凡ね二ヶ月間)に至って、連隊教練、旅団教練、総合演習たる秋季演習が加わる。第二年度目は第一年度目の繰返しである。

ちなみに下表(歩兵隊教育順次表)を参照願いたい。

|                                      |                         | 第一期                                                                                                                                                                          | 第二期                 | 第三期                  | 第四期         | 摘 要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|----------------------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 歩<br>兵<br>隊<br>教<br>育<br>順<br>次<br>表 | 期間                      | 自十二月<br>上旬至四<br>月上旬                                                                                                                                                          | 至七月中旬               | 至九月下旬                | 至十一月<br>下 旬 | 一、初年兵ハ第一期末ニ於テ概ネ左<br>ノ程度ニ達セシムルヲ要ス。<br>各個教練中徒手及銃ノ教練ハ完<br>全ニ散兵ノ教練ハ略々完全ニ修得<br>セシム。<br>銃剣術ハ直突ノ要領ヲ會得セシム<br>射撃ハ射撃教範ニ拠リ距離測量ハ<br>目測法ノ概要ヲ會得セシム。<br>中隊教練ハ小隊ノ教練迄トシ伍及<br>分隊ノ教練ハ小隊ハ概ネ各個教練<br>ノ程度ニ準シ小隊ノ教練ハ整列及<br>側面縦隊ノ行進ヲ為シ得シムルヲ<br>度トス。<br>陣中勤務ハ主トシテ行軍及宿営ニ<br>関シ其概要ヲ會得セシム。<br>二、初年兵ノ輕機関銃手ニ対スル輕機<br>関銃ノ教育ハ第二期ヨリ之ヲ開始シ<br>同期末迄ニ中隊以下ノ教練ハ略々完<br>全ニ修得セシム。<br>三、体操ハ兵種ノ性能ニ鑑ミ教練、演<br>習ノ進度ニ伴ヒ適宜実施スルモノト<br>ス。<br>四、作業ハ立射散兵壕（輕機関銃手ニ<br>在リテハ輕機関銃掩体ヲモ）ヲ構築<br>シ得且障碍物ノ通過法等ハ其要領ヲ<br>會得セシムルヲ要ス。<br>五、第二年度末マデニ小銃手ニ在リテ<br>ハ輕機関銃ニ関スル基礎動作ノ概要ヲ<br>輕機関銃手ニ在リテハ小銃手ノ動作<br>ヲ略々完全ニ修得セシムルヲ要ス。 |
|                                      | 各個教練                    | 第一期ノ<br>課 目                                                                                                                                                                  | 第一期、<br>第二期ノ<br>課 目 | 第一期乃至<br>第三期ノ<br>課 目 |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                                      | 体 操                     |                                                                                                                                                                              |                     |                      |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                                      | 銃 剣 術                   | 作 業                                                                                                                                                                          | 大隊教練                | 連隊教練                 | 旅団教練        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                                      | 射撃（距<br>離 測 量 ヲ<br>含 ム） |                                                                                                                                                                              |                     |                      | 秋季演習        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 中隊教練<br>陣中勤務                         |                         |                                                                                                                                                                              |                     |                      |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 備<br>考                               |                         | 一、游泳及漕舟ハ衛戍地ノ關係ヲ顧慮シ師団長ニ於テ適宜之カ教育ヲ規定スルモノト<br>ス。<br>二、連隊長ハ戦時ノ必要ヲ顧慮シ要スレハ若干ノ尉官、特務曹長及下士ニ機関銃及歩<br>兵砲ノ教育ヲ為スヘシ。<br>三、作業中特別ノ技能ヲ要スルモノハ師団長ニ於テ適宜方法ヲ定メ將校及下士卒若干<br>ヲ約一月間工兵隊ニ差遣シ教育ヲ受ケシムルモノトス。 |                     |                      |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

19) たとえば、イギリスの“Officer Trainning Corps”(将校教育団)に対する「伎倆証明書」付与制, “Cadet unit”(生徒団)に対す教練検閲制。フランス、1921年「国民体育及軍事予備教育法律案」、イタリア、1924年陸軍省令による及第証の発行による3ヶ月兵短など。陸軍省「欧米諸国青少年訓練の状況」同省、大正14年12月。

20) 「徴兵令」第三章、免役延期及猶予。

それによれば、廢疾又は不具など兵役に堪えざる者は免役、身長が徴兵検査基準に満ない者、疾病中又は病後で勞役に堪えない者、公権剥奪者及び係争中の者、徴集のためその家族が自活出来なくなる

者は徴集延期としている。「公文類聚」四十三編二十一軍事門、陸軍、請求番号2 A, 11, ㊟ 1292。

- 21) 『一年志願兵ノ資格ニ関スル認定学校及入営延期ニ関スル件』、「公文類聚」同上。
- 22) 「東京朝日新聞」大正12年2月5日。
- 23) 同委員会（第一回）「議事速記録」大正12年2月6日。
- 24) 「東京朝日新聞」大正12年4月4日、7日各付、及び「教育時論」『時事』欄、第1316号、大正12年4月15日、「帝国教育」『教育時報』欄、第490号、大正12年5月。以下の引用は主に「東京朝日新聞」に依る。
- 25) 「東京朝日新聞」大正12年6月16日付。
- 26) 「同上」大正12年4月7日付。
- 27) 同上。
- 28) 農商務省、内務省の参加が「儀礼的」とであるとしたのは推測である。推測の理由は、内務省についてこれを察れば、出席したのは役職のついていない一事務官にすぎない「書記官」であり、そのこと自体で内務省のこの協議会に対する態度は明らかである。また、農商務省については、次のような事情が伏在していた。  
1918（大正7）年、「軍需工業動員法」と、その実施機関として内閣軍需局が成立した。軍需局は、1920（大正9）年、内閣統計局と合併し国勢院と成ったが、この国勢院は、1922（大正11）年廃止され、以後、軍需工業動員に関する業務は農商務省に移管された。ここに至って、陸海軍は、軍需工業動員の基礎である資源の取得統制の中心機関を失った。そのため陸海軍は、1923（大正12）年3月、農商務省の工業動員関係事務の適切な処理と、陸海軍との密接な連絡とによって、国勢院廃止の害を最少限にとどめ、軍需工業の実施に支障をきたさないようにとの要望を農商務省に提示したが、同省は、事務官が任命されてから協議する旨回答したのみで、その後この業務には熱意を示さなかったとされている。（前出「陸軍軍需動員」〈1〉計画編」p. 33-p. 227）。
- 29) 八本木浄氏は、これを10月とされているが、誤りである。同年10月は、関東大震災の後始末の最中であり、文部省もまた震災によって建物を焼失しており該案をまとめるような余地は無かったと考えるべきであろう。また、八本木氏が出典とされている「東京朝日新聞」大正12年10月30日付で該当する記事を発見することは出来なかった（八本木浄『学校教練の実施と青年訓練所の開設』「大月短大論集」第九号1978年3月）。
- 30) 「東京朝日新聞」大正12年6月16日付、「教育時論」『時事欄』第1375号、大正12年6月25日。同文記事である。
- 31) 「軍隊教育令」第百四条、大正10年軍令陸10号（教育総監部編纂「軍隊教育令」附関係訓示講話摘要、大正13年6月、琢磨社）。
- 32) 一年志願兵に課せられる「学科」教育課目は、次頁表参照。
- 33) 註(29)に同じ。
- 34) 「読売新聞」大正11年8月11日付。  
この時の軍縮は、すでに触れたように、陸軍ばかりではなく、この陸軍の軍縮を助長したワシントン海軍軍制限条約にもとづく海軍の軍縮も行なわれた。
- 35) 「東京朝日新聞」大正12年2月3日、4月26日各付。
- 36) 同上、大正11年9月26日付。
- 37) 同上、大正11年9月30日付。
- 38) 註(36)に同じ。
- 39) 「陸軍々備整理要綱」で示された軍縮による将校削減数と、行政整理による削減数の合計。
- 40) 「東京朝日新聞」大正12年1月20日。
- 41) 東京高等師範学校「第一回数学教員養成講習関係書類（大正十二年度）」（以下「数学軍講関係書類」と略す）によれば、大正12年4月30日付で、文部省普通学務局長山崎達之輔から東京高師学校長三宅米吉へ講習会実施を依頼した通達「将校収容中等教員養成ノ件」（書類番号一）が発せられている。
- 42) そのため文部省は、1922（大正11）年4日、第一～第四臨時教員養成所を開設するなどの対策をとったが、翌1923年4月段階でも、なお、585人の教員が不足であると言われた（『教育時論』第1397号、大正13年4月5日）。
- 43) 「数学軍講関係書類」書類番号二。

一年志願兵学科教育課目表

| 兵種                                         |                       | 課                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                           | 目                   |                                                                                                                            | 兵種                                                                                                                                                 |                      | 課                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  | 目                   |                                                                                                                                                        |  |  |  |
|--------------------------------------------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|
| 各<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>兵 |                       | 本<br>科<br>操<br>典<br><br>陣<br>中<br>要<br>務<br>令<br><br>秋<br>季<br>演<br>習<br>令<br><br>体<br>操<br>教<br>範<br><br>劍<br>術<br>教<br>範<br>(野戰砲兵, 飛行, 氣球隊ヲ除ク)<br><br>本<br>科<br>射<br>撃<br>教<br>範<br><br>野<br>戰<br>築<br>城<br>教<br>範<br><br>交<br>通<br>教<br>範<br><br>築<br>營<br>教<br>範<br><br>本<br>科<br>通<br>信<br>教<br>範<br><br>本<br>科<br>使<br>用<br>兵<br>器<br>取<br>扱<br>法<br>同<br>保<br>存<br>法<br><br>軍<br>制<br>学<br><br>測<br>図<br>学<br><br>衛<br>生<br>学 |                                                                                           | 工<br><br>兵<br><br>隊 | 架<br>橋<br>教<br>範<br><br>爆<br>破<br>教<br>範<br><br>対<br>壕<br>教<br>範<br><br>坑<br>道<br>教<br>範<br><br>突<br>撃<br>作<br>業<br>教<br>範 |                                                                                                                                                    | 工<br><br>鉄<br>道<br>隊 | 爆<br>破<br>教<br>範<br><br>鉄道ニ関スル諸教範<br>鉄道ニ関スル諸法規<br>鉄<br>道<br>学                                                                                                                                                                                                                                |  | 電<br><br>信<br><br>隊 | 電信ニ関スル諸教範(有線隊ノミ)<br>無線電信ニ関スル諸教範(無線隊ノミ)<br>電燈ニ関スル諸教範(無線隊ノミ)<br>通信ニ関スル諸法規<br>電<br>信<br>電<br>話<br>学(有線隊ノミ)<br>無<br>線<br>電<br>信<br>学(無線隊ノミ)<br>電<br>燈<br>学 |  |  |  |
|                                            |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                           |                     |                                                                                                                            |                                                                                                                                                    |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |                     |                                                                                                                                                        |  |  |  |
|                                            |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                           |                     |                                                                                                                            |                                                                                                                                                    |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |                     |                                                                                                                                                        |  |  |  |
|                                            |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                           |                     |                                                                                                                            |                                                                                                                                                    |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |                     |                                                                                                                                                        |  |  |  |
|                                            |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                           |                     |                                                                                                                            |                                                                                                                                                    |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |                     |                                                                                                                                                        |  |  |  |
|                                            |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                           | 歩<br><br>兵          |                                                                                                                            | 歩<br>兵<br>機<br>関<br>銃<br>操<br>典<br><br>同<br>射<br>撃<br>教<br>範<br><br>突<br>撃<br>作<br>業<br>教<br>範                                                     |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |                     |                                                                                                                                                        |  |  |  |
|                                            |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                           |                     |                                                                                                                            |                                                                                                                                                    |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |                     |                                                                                                                                                        |  |  |  |
|                                            |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                           |                     |                                                                                                                            |                                                                                                                                                    |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |                     |                                                                                                                                                        |  |  |  |
|                                            |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                           | 騎<br><br><br><br>兵  |                                                                                                                            | 騎<br>兵<br>機<br>関<br>銃<br>操<br>典<br><br>同<br>射<br>撃<br>教<br>範<br><br>馬<br>術<br>教<br>範<br><br>架<br>橋<br>教<br>範<br><br>爆<br>破<br>教<br>範<br><br>馬<br>学 |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |                     |                                                                                                                                                        |  |  |  |
|                                            |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                           |                     |                                                                                                                            |                                                                                                                                                    |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |                     |                                                                                                                                                        |  |  |  |
|                                            |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                           |                     |                                                                                                                            |                                                                                                                                                    |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |                     |                                                                                                                                                        |  |  |  |
|                                            |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                           |                     |                                                                                                                            |                                                                                                                                                    |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |                     |                                                                                                                                                        |  |  |  |
|                                            |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                           |                     |                                                                                                                            |                                                                                                                                                    |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |                     |                                                                                                                                                        |  |  |  |
| 砲<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>兵 | 野<br>戰<br>砲<br>兵<br>隊 | 馬<br>術<br>教<br>範<br><br>砲<br>兵<br>馱<br>法<br>教<br>範<br><br>重<br>砲<br>兵<br>観<br>測<br>教<br>範(野戰重砲兵ノミ)<br>重<br>砲<br>兵<br>力<br>作<br>教<br>範(同<br>上)<br><br>火<br>工<br>学<br><br>馬<br>学                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                           |                     |                                                                                                                            |                                                                                                                                                    | 氣<br><br>球<br><br>隊  | 繫<br>留<br>車<br>操<br>縦<br>、<br>通<br>信<br>、<br>気<br>象<br>観<br>測<br>、<br>飛<br>行<br>機<br>工<br>、<br>発<br>動<br>機<br>工<br>、<br>飛<br>行<br>機<br>梱<br>包<br>積<br>載<br>等<br>ニ<br>関<br>ス<br>ル<br>諸<br>教<br>範<br>類<br><br>自<br>動<br>車<br>操<br>縦<br>教<br>範<br><br>航<br>空<br>ニ<br>関<br>ス<br>ル<br>諸<br>法<br>規 |  |                     |                                                                                                                                                        |  |  |  |
|                                            |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                           |                     |                                                                                                                            |                                                                                                                                                    |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |                     |                                                                                                                                                        |  |  |  |
|                                            |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                           |                     |                                                                                                                            |                                                                                                                                                    |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |                     |                                                                                                                                                        |  |  |  |
|                                            |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                           |                     |                                                                                                                            |                                                                                                                                                    |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |                     |                                                                                                                                                        |  |  |  |
|                                            |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                           |                     |                                                                                                                            |                                                                                                                                                    |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |                     |                                                                                                                                                        |  |  |  |
|                                            | 重<br>砲<br>兵<br>隊      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 重<br>砲<br>兵<br>観<br>測<br>教<br>範<br><br>重<br>砲<br>兵<br>力<br>作<br>教<br>範<br><br>火<br>工<br>学 |                     |                                                                                                                            |                                                                                                                                                    |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  | 輜<br><br>重<br><br>兵 | 馬<br>術<br>教<br>範<br><br>梱<br>包<br>積<br>載<br>教<br>範<br><br>輜<br>重<br>鞍<br>駄<br>馬<br>調<br>教<br>教<br>範<br><br>馬<br>学                                      |  |  |  |
|                                            |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                           |                     |                                                                                                                            |                                                                                                                                                    |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |                     |                                                                                                                                                        |  |  |  |
|                                            |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                           |                     |                                                                                                                            |                                                                                                                                                    |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |                     |                                                                                                                                                        |  |  |  |
|                                            |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                           |                     |                                                                                                                            |                                                                                                                                                    |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |                     |                                                                                                                                                        |  |  |  |
|                                            |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                           |                     |                                                                                                                            |                                                                                                                                                    |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |                     |                                                                                                                                                        |  |  |  |

〔軍隊教育令〕(大正10年軍令陸10号) 附表二十五)

44) 「陸軍省沿革史」下, p. 1061-p. 1065。

海軍省側の記録は不明。

なお、この「沿革史」では、この「要領」を8月10日としているが、この日には、陸軍省人事局から受験者名簿が東京高等師範学校に提出されており（『教学軍講関係書類』書数番号二五、人任第一五六八号）、同じ日に出願要領が発表されることは無いから編者の誤ではなかろうか。

この講習会は、後に見るように、大正十五年四月一日以降は、陸軍省の手を離れ、義済会の管轄に入るため表-3では大正15年までの開催しか解らないが、それ以降の実施については、次頁に東京高等師範学校側の史料を掲げておく。

「出願手続要領」の全文は次の如くであった。

文部省ト陸軍省トノ協議ノ結果退職将校中ノ中等教員志望者ノ為本年十月ヨリ東京高等師範学校ニ於テ中等学校体操教員養成講習ヲ施行セラルルコトナリ之カ実施竝出願手続等ニ関シノ通定メラレタルニ付一般ニ周知セシムル様通牒ス。

文部省開催中等学校体操教員養成講習実施竝出願手続要領。

第一 場所、講習期間、講習人員。

一 場所 東京高等師範学校。

但シ一部ノ科目ハ陸軍戸山学校ニ於テ行フ。

二 講習種類竝講習期間

甲種 約六箇月（自大正十二年十月十日、至同十三年三月十二日）

乙種 約三箇月（自大正十三年一月十日、至同年三月二十日）

三 講習人員 各四十人以内

第二 受講資格

明治十六年一月一日以後ニ出生シタル者ニシテ中等学校ノ体操教員タルヲ志願シ身体強健志操確実且左ノ各号ノ一ニ該当スルモノニシテ陸海軍大臣ノ推挙ニ係ル者トス。

一 甲種講習員

イ 在郷ノ陸軍将校同相当官（陸軍補充令第四十一条ノ規定ニ基キ任官シタル者ヲ除ク）

ロ 退職予定竝在郷ノ海軍士官

二 乙種講習員

イ 陸軍戸山学校体操科ヲ卒業シタル在郷ノ陸軍将校

ロ 海軍砲術学校高等科教程ヲ卒業シタル退職予定竝在郷ノ海軍士官

但シ乙種講習資格者ハ甲種乙種ノ中其ノ一ヲ志願スルコトヲ得

第三 出願手続

一 出願者ハ甲号書式ニ依ル受講願書ニ乙号書式ニ依ル履歴書ヲ添へ来九月十四日迄ニ現住地所管師団司令部へ差出スヘシ。

二 師団司令部ハ受講願書、履歴書ヲ取纏メ丙号書式ニ係ル講習志願者連名簿ヲ添付シ九月二十日迄ニ陸軍省人事局ニ到着スル如ク送付スヘシ。

第四 学 資

自費トス授業料ヲ徴集セス。

第五 修了後ノ特典

修了者ニハ成績ヲ審査シ無試験検定ニ依リ師範学校、中学校、高等女学校教員体操科免許状ヲ授与ス。

第六 其他注意事項

一 受講ヲ許可スヘキ者ハ陸軍省ヨリ直接本人ニ通知ス。

二 講習志願ヲ取消サントスルトキハ速ニ東京高等師範学校長宛ノ受講取消届ヲ師団司令部へ差出スヘシ。

三 師団司令部ハ前記取消届ヲ陸軍省人事局宛送付スルモノトス。

附 記

前記ノ講習ヲ始トシ概ネ右手続ニ準シ爾後引続キ開催ス。

大正十五年四月一日降本会ヲ義済会へ移管ス。

| 開催年月     | 学 科         | 開催年月     | 学 科         |
|----------|-------------|----------|-------------|
| 大正12年10月 | 体 操 科       | 大正15年 9月 | 数 学 科       |
| 大正13年 1月 | 体 操 科・数 学 科 | 昭和 2年 1月 | 国 語 及 漢 文 科 |
| 大正13年 5月 | 体 操 科       | 昭和 2年 9月 | 体 操 科       |
| 大正13年 9月 | 体 操 科       | 昭和 3年 1月 | 国語及漢文科・地理科  |
| 大正14年 4月 | 英 語 科・数 学 科 | 昭和 4年 1月 | 国 語 及 漢 文 科 |
| 大正14年 9月 | 体 操 科       | 昭和 4年 9月 | 体 操 科       |
| 大正15年 1月 | 国 語 及 漢 文 科 | 昭和 5年 4月 | 地 理 及 歴 史 科 |
| 大正15年 4月 | 体 操 科       |          |             |

東京文理科大学，東京高等師範学校編「創立六十年」(昭和6年10月刊) p.85-p.86より作成。

- 45) 「数学軍講関係書類」書類番号九，十。
- 46) この試験は9月1日の関東大震災の最中に行なわれ，受験出来ない者もあられ，一部は口頭試問で行なわれた。また震災のため事務が停滞し，数学科講習会の開催は，当初の9月20日から翌大正13年1月9日まで延期された。
- 47) 試験問題そのものをみても比較的厳正に審査されている。
- 48) 「数学軍講関係書類」書類番号一四六，一六三。
- 49) 同上，書類番号二二七。
- 尚，乙種についても触れるべきであるが，残存書類が不備のため省略する。
- 50) 詳細は，前出註(1)拙稿を参照していただきたい。
- 51) 『文部省大臣官房学校衛生課体育運動掛調査，予後備役陸海軍々人出身者状況調』『帝国教育』第508号，大正13年12月。全容は，前註拙稿 p. 57, p. 68。